

随意契約締結結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	名護東道路工事に伴う国道58号通行止めに係る 琉球新報掲載（その2）
業 務 概 要	本業務は、名護東道路工事に伴う国道58号通行止めを周知することで、国民・道路利用者へのサービス向上に資することを目的とする。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 大城 照彦 沖縄県名護市大北4丁目28号34号
契 約 年 月 日	令和3年2月8日
契 約 業 者 名	（株）琉球新報開発
契 約 業 者 の 住 所	沖縄県那覇市港町2丁目16番1号
契 約 金 額	¥1,265,000 - （税込）
予 定 価 格	¥1,265,000 - （税込）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：名護東道路工事に伴う国道 58 号通行止めに係る琉球新報掲載（その 2）

2. 履 行 場 所：内閣府沖縄総合事務局 北部国道事務所

3. 契約の相手方：名 称 (株)琉球新報開発
住 所 那覇市港町 2-16-1
電 話 098-865-5272

4. 随意契約適用法令：会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目 的・内 容

本業務は、名護東道路工事に伴う国道 58 号通行止めに係るお知らせを新聞紙面に掲載することで、国民・道路利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

(2) 理 由

本業務は新聞の広告掲載であることから、県民に広く身近な情報を提供し、世帯普及率も高く、地域に密接している者に契約の相手方が限定されたものである。

(株)琉球新報開発は、県内大手 2 社の新聞社のうち琉球新報の広告部門を担う会社であり、本業務を効率よく効果的に遂行できると判断される。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 項に基づき随意契約を行うものである。